

肥前多久「御屋形日記」の中の石炭記事（三）

細川, 章
多久市立図書館

<https://doi.org/10.15017/13660>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 9, pp.71-73, 1977-12-04. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

肥前多久「御屋形日記」の中の石炭記事(三)

細川 章

(11) 横柴折村新太郎と申者符谷石炭堀懸り居候処、昨十一日昼九ツ時

比、堀口大石落懸り則時相果候由、時夜村氣遣中分被及注進候、依之当役聞届之上立会、御目附石井利左衛門・見分役武藤久兵衛被仰付、彼地被罷越見分被相調候事(寛政元年酉七月十二日)

(12) 横柴折村御小物成庄屋太平儀、地道病身者ニ而田畑の持亦も全分

難相叶候得共、弟罷在家業之営も仕、押々勤相統をも仕候ハ半、右之者当夏石炭堀場ニ而致怪我急死仕、旁ニ付而者何分ニも勤方難相叶由及御断、前同断承合候処、聞合来之通御座候へ者、右之者役方被差免、代役之義者地来横目相動居候梶原喜兵衛被官深町岩右衛門と申者相懇之者之由御座候得者、庄屋役被仰付、横目役之義者同村罷有候久松源五左衛門与帳内溝上只右衛門と申者、筆勤亦も相懇ニ相調候者之由ニ御座候得者、右之者可被仰付候欵(寛政元年十月廿六日)

(11)と(12)は寛政元年の「御屋形日記」の中に記録されている。

符谷(現在の多久市北多久町小侍)石炭山で横柴折(符谷とは隣接の地)の新太郎が落盤で即死している。寛政年間の石炭掘さく作業の技術は、まだ用具も充分でなく、初歩的なものであったのに違いない。そんな中で当然起りうる痛ましい事故の記事として、「御屋形日記」

の中に初めて登場したものである。当時としても、村人が通常でない死方をするのは大変なことで、本来なら纏纏と事情が陳述されるものであるが、此の場合何とすんなりと書き済まされていることであらうか。御目附石井利左衛門、見分役武藤久兵衛が調査した後の所見報告なども出ては来ない。石炭坑での不祥事が、既にそれ程問題にならない位に納得され易い出来事であったのであろうか。

又、資料(12)の小物成庄屋太平の弟も、怪我の上急死しているが、これも死亡したことに對する届けではなく、亡くなったために大切なお役目が果せないで、代つてもらうよう申出ているものである。資料(11)から見ると約二ヶ月半後の出来事である。そしてこの後当分は、この様な事故が記述されていない。それは決して起らなかったのではなく、記載されなかったのではなからうか。

(13) 写

諸色直段之儀追々被相定儀候得共、未相極品多、店方ニ而商売品物之儀直段同様ニ而も売物之善悪不同有之、右者商人之心得方又者兼而之手配ニ相隨候哉、其内江其過分之利得を合候者も有之由甚不宜、依品物者米穀之直段且諸国之双場次第ニ直段亦も相替、其趣次第ニ者御定直段被相聞候半而不叶儀候処、微細之儀追急ニ取調へ難行届、就右左之通先以被仰付候

一 左ニ書載之品々売直段之儀、商売主ノ元買入直段ニ利潤を加へ、

雜用亦相懸り候品者右を以相添、何程ニ相当と申儀小割書を以直段附、交易調方差出、左候而店々江懸札張紙間致置、売方仕候様之事

- | | |
|-------|------|
| 穀物一通 | 漆 |
| 塩 | 鍋釜 |
| 油 | 靴 |
| 炭 | 炭 |
| 石炭 | 鉄物一通 |
| 芋 | 茶 |
| 多葉粉 | 菓子 |
| 砂糖 | |
| 柄巻 | |
| 翰塗賃 | |
| 但組立候物 | |
| 干物 | |
| 仕立物一通 | |
| 挑灯張賃 | |
| 足袋 | |
| 風呂屋 | |

右商売物元買入之儀問屋元ニ而商売ニ相成候、双場附役筋相達置儀ニ候得者、右を根ニメ高利之売方不致様役筋ニ而穿鑿可有之、尤問屋ニ而商売不相成之儀者其筋、致吟味、元直段交易調方江相知居候様追、吟味可有之候事

一 双場亦相替候節、其時、直段小割書を以役筋相達、掛札亦致替売出候通、尤買入高直ニ相成候節者其終可能に哉も難計、旁ニ付右取メ方市中別当中迄を頭取ニ被仰付と懇ニ見計、偕又高利を取候儀無之通、且売物之善悪亦能取調候様之事

一 前条之通諸町とも別当头取之儀直段高下之差引簾直之取揃相整候様、尤地行繁雜之上、加役之儀ニ付而者内分者名代をも仕候者相抱置候様之儀無之候ハ者、相弁申間敷間、追々御吟味之上、趣次才別当中江其銀米間ニ而地行御当介之上、別段御合力をも可被

下候条、何も差部リ相勵、御仕与之御趣意行届候様、左候而ハ郷地之内ニも左之場所へ商売致来候付、市中同様懸掛直段其外取メ之儀、庄屋共者田役之儀ニ付難相勤候条、商売方一通者最寄之別当左ニ書載之者ハ心遣、諸売直之差引亦市中同様時、取計候様之事

(中略)

一 店方ニ而商売之品、御定直段又者前条之通懸札張札亦ニ而売方致ニ、洩居候品之儀者追々直段相定候様、懸札ニも不相成瑣細之品・振売品亦之儀、先達而相触被置候通懸直無ニ売方仕候様、勿論一往被相達置候而も、売人買主共ニ順熟ニ相成兼候之趣も有之候ハ、猶又交易分与扱を初、郡方其外江も猶又連々被申談御趣意行届候様之事

一 売人計懸直無ニ心得候而も、買候方ハ無法ニ直切候而者商人可及可及迷惑、依品直切なしニも相求候様、若過分荒直を申候商人於有之者、居所名元承届筋、申達候ハ、可被及御吟味候事

附、諸職人賃錢扱又御定直段亦増銀差出候之様、心得違無之様毎、役筋ハ本文同断之事

右之通被仰付候候、且又高利之直附指出、或者何角申欺御定を不相守様之儀無之哉聞合被仰付、交易調方下役折、差廻、不メ之儀候ハ、取調候上得と申論、夫共不相叶於有之者商売御取場、又者御手当をも可被仰付候条、彼是之趣筋、懇ニ可被相達旨御当役御申候、以上

(寛政二年)

戊十一月朔日

右之趣承届候、已上

請役所

諸与扱
梶原喜兵衛
諸家中

この資料⁽¹³⁾は寛政二年の「役所日記」の中のものである。実は、天和二年から明治元年までを年代順に並べてある「御屋形日記」には、いくらか欠けた年代がある。その不足個所をこの「役所日記」で補つてみたら、重複することなしに、或程度補充することが出来たので、一応「役所日記」も「御屋形日記」と同様のものと見て行きたいと思ひ取上げてみた。表記の違いは、多分、何かの都合で記載の場所が御館（おやかた）か役所かであったことによるものではなからうか。寛政二年九月より同三年八月までの、この「役所日記」の扉には「新役所日記」と大きく記して、その見返しに「年寄役梶原喜兵衛中西源平衛兩人、御屋敷交代勤福地新左エ門定詰、尤喜兵衛源兵衛儀在多久之間は新役所日勤被仰付候事」とあり、「御屋敷」と「新役所」が区別されている。

(13)は請役所から出されたものの写しである。商品の値段に関する記事であるが、此処に書並べてある商売物の中に「石炭」が見える。並記されている一つの品物にすぎないが、これまで薪の代用燃料として、自家消費の為の掘さく願ひが出されていた石炭が、初めて販売されている商品としてその名を見せたのである。これによって、寛政二年（一七九〇）肥前多久で掘られた石炭が、市場性のある商品として流通していたことが分る。

※当時の肥前の石炭採掘用具について推量出来る資料としては、天明四年（一七八五）肥前唐津藩士、木崎悠々軒盛標が描いた絵巻物「肥前国産物図考」（佐賀県立博物館所蔵）の中の石炭採掘の図がある。

（六〇頁より）

町松太郎（三一）全県三池郡大牟田町稻荷塚本時次郎（二八）は何れも補充兵でありながら、無断に本籍地を離れ其筋に届出ざりしより昨日告発さる。

大正三年七月二十六日 採炭中惨死

西松浦郡西山代村大字西分白山炭坑塩田マス（三四）は再昨二十三日午前六時頃夫幸太郎と共に同坑口より坑内百五十間位の左二片切刃と称する処に採炭中、盤石俄然墜落して圧迫され惨死せり。

大正三年七月二十八日 脳しんとうにて死亡

杵島郡北方村杵島炭坑々夫森沢又造（一七）は去る二十六日午前九時頃坑内において採炭中俄に気分悪しくなり、炭車に乗り出坑の際坑道の天井に坑木突出せしものに突き当り、炭車より墜落し頭部を強打し脳しんとうを起し死亡せり。

大正三年七月二十九日 唐津積出炭盛況 西港に積取船輻輳す
西唐津港にては過般來積取船輻輳して積出非常の盛況を極め居れり。今本月十五日より二十四日に至る十日間に於ける積出高、及び目下積込中のものを掲ぐれば左の如し。此内室蘭行一、二〇〇トンとは三井物産の取扱にして、他は悉く三菱会社支店より積載せしものなり。

抗州丸横濱行二、七〇〇トン △アリヨル号浦汐行三五〇
△江浦丸長崎行七〇〇 △太田丸香港行五、四〇〇 △ニジニノ
ブコト号浦汐行一、二〇〇 △鳥羽丸上海行一六〇 △第二小
樽丸横濱行三、六〇〇 △竹島丸上海行九〇〇 △ヤロスラブル

（八一頁へつづく）